

---

**No.21** 2003年3月発行

---

# 淀川水系 流域委員会 琵琶湖部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

---

## CONTENTS

第21回琵琶湖部会の内容……………P.1

第21回琵琶湖部会の資料より抜粋……………P.7

これまで開催された委員会および部会等について……………P.10

当日資料の閲覧・入手方法……………P.11

---

平成15年1月29日(水) 第21回琵琶湖部会が開かれました。



【大津プリンスホテルにて】

## 第21回琵琶湖部会 委員リスト

2003.1.29現在  
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員 (水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター校長	-
2	江頭 進治 (部会長代理)	河道変動	立命館大学工学部 教授	委員会
3	嘉田 由紀子	地域・まちづくり(環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	委員会
4	川那部 浩哉 (部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	委員会
5	川端 善一郎	生態系	京大大学生態学研究センター 教授	-
6	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長	委員会
7	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授、 永源寺町教育委員会 教育長	-
8	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学 名誉教授、 龍谷大学 教授	委員会
9	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	委員会
10	中村 正久	水環境 (環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	委員会
11	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	-
12	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	-
13	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	-
14	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事、 朝日漁業協同組合 代表監事	-
15	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	委員会
16	三田村 緒佐武	環境教育(水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	委員会
17	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	-

注:対象分野欄の( )は委員の専門を示しています。

## 第21回琵琶湖部会の内容

第21回琵琶湖部会では、委員会、他部会、および提言に関する報告が行われたあと、原案審議の進め方や河川管理者から提供された整備計画策定に向けての説明資料についての意見交換が行われました。

また、一般からの意見聴取・反映についても議論が行われました。

### 第21回琵琶湖部会(2003.1.29開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時:2003年1月29日(水) 13:30~17:00

場 所:大津プリンスホテル コンベンションホール 淡海8

参加者数:委員13名、河川管理者14名、一般傍聴者48名

#### 1 決定事項

住民意見聴取の試行については委員が主導的に行いたいとの具体案が示された場合には、部会の承認のもとで実施することを認めるかどうかについて、文書にて委員に確認する。

#### 2 審議の概要

委員会、他部会および提言に関する報告

資料1-1「委員会および各部会、WGの状況(中間とりまとめ以降)」、及び資料1-2「提言(案)とりまとめの経緯と今後の予定」を用いて、報告が行われた。

原案審議の進め方について

資料2「原案審議の進め方と体制について」について説明が行われた。

河川管理者説明資料(第17回委員会資料)についての意見交換

河川管理者より、資料3-3「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」に関する意見聴取状況について、の説明が行われた後、資料3-1-2「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」とあわせて、意見交換が行われた。

主な意見交換の内容については、「3 主な意見」を参照。

一般からの意見聴取・反映について

資料4「一般意見の聴取・反映について」について説明が行われた後、今後の一般意見聴取の試行について、意見交換が行われた。

主な意見交換の内容は、「3 主な意見」を参照。

琵琶湖部会として、住民意見聴取の試行を承認・サポートするかどうかについては決定するには至らず、「1 決定事項」の通りとなった。

その他

次回の琵琶湖部会は、運営会議で今後の審議体制が確認され次第、開催予定を決定する。

一般傍聴者からの発言

一般傍聴者1名から、「住民意見の聴取を実施する際には、関心の高い市民団体について事前に登録しておき、説明会の開催予定等の情報を発信する必要がある」との意見が出された。

### 3 主な意見

#### 原案審議の進め方について

庶務より、資料2「原案審議の進め方と体制について」についての説明の後、意見交換が行われた。

- ・テーマ別部会をつくとすると、例えば水位管理の問題など、環境、治水、利水にそれぞれ関係するため対立する利害が発生するが、どこで調整するのか。

最終的には委員会で調整する。また、各委員は自分が所属していないテーマや自身の専門外の部会にも自由に参加できるため、そこで他のテーマ部会の動向を把握できる。(部会長)

- ・テーマ別部会に、ダム部会を設ける必要があるのではないか。

運営会議では、ダムについては部会や委員会等で全体的な視点で議論するのがよいという考え方が多数派であったため、ダムのテーマ部会は設けていない。(部会長)

ある程度議論が進んだ段階で、必要があるならダム部会の設立を検討してはどうか。(部会長代理)

#### 河川管理者説明資料(第17回委員会資料)についての意見交換

資料3-3「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」に関する意見聴取状況について、資料3-1-2「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」について、意見交換が行われた。

#### 主な意見交換

##### <住民意見の聴取、自治体への説明に関して>

- ・資料3-3には、「関係住民」や「一般住民」等の表記が混在している。関係住民といってもどこまでの範囲なのかははっきりせず、このままでは誤解が生じる恐れがある。「住民」という言葉について統一的な表記と解釈が必要ではないか。

表記の混在については、「住民」という言葉で統一する。(河川管理者)

- ・住民との対話について、現状、琵琶湖周辺の地域では具体的にどのような取り組みを行う予定なのかお聞かせいただきたい。(部会長)

住民に対しては、第1段階として現在5ヵ所程度で説明会の開催を予定している。流域委員会から住民意見聴取に関する提言をいただければ、また別途次の段階でやるべきことを検討する。告知方法としては、流域内の住民の方には、新聞折込み等で積極的に説明会開催の告知を行う。流域外の方にもインターネット等で情報を入手できるようにしている。(河川管理者)

- ・自治体に向けた説明会には、自治体のどういう部署の方が参加されたのか。

河川管理者と関係深い建設関連の部署を窓口で、できるだけ多くの関係部局の方々に集まってもらえるように呼びかけていただいたが、自治体によって出席した部署、関係者の数に差があった。(河川管理者)

自治体ごとに出席者に差があると情報の伝達に濃淡が出るうえ、必要な情報が関係各所に十分伝わらない可能性がある。自治体関係者には幅広く伝えてほしい。

説明会は今後も継続していく。できるかぎり多くの参加を呼びかける。その場での質疑応答だけでなく、後日文書でも質問を受け付けているので、意見は自治体を代表した市長や村長の名前で出されると思われる。(河川管理者)

- ・住民意見の聴取は、例えば組織で働いている人としての意見と、個人としての意見で違ってくこともある。そういう部分に配慮する必要があるのではないか。

- ・「住民」という言葉の定義はその時々によって曖昧であり、意識的に積み上げていくことが委員会の課題である。また、自治体問題については、地方自治の観点から自治体の直轄区間の河川整備について、あまり国の機関から強い圧力をかけることはできない。上からの押し付けではなく、地域から盛り上げていく方向で考えなければならない。

##### <資料3-1-2について>

- ・資料3-1-2には、部会で議論のあった、子供達への河川・環境学習の推進に関する施策が盛り込まれていない。

p.3の河川レンジャーに関するところで、現段階では「環境学習の指導等を試行的に依頼」と記述するにとどまっている。

- ・整備計画をつくるにあたっては、内湖の復元など調査研究が必要なものもあると思われるが、説明資料の中で「検討する」と書かれているところに、その意味も含まれていると解釈してよいのか。

そうである。(河川管理者)

どんな形で検討を行うのか、河川整備計画の中で具体的にもっとはっきりと示していただきたい。(部会長)

- ・河川環境整備の部分では、技術的な課題も多い。p.7「河川環境」に、河川の攪乱機能を調べるためのダムによる試験放流について記されているが、これによって流砂がどうなるのか、植生と川の流れの関係がどうなるか、総合的に調査してほしい。将来の技術開発につながる。(部会長代理)

- ・p.23「河川利用」の部分に、釣り人や漁業についての扱いが抜けているのではないか。提言に記したはずであるが。

基本的に自然回復を念頭にいた河川利用を促進するという方向で提言と同じであるが、具体的に漁業振興をどうするか、など具体的なことは現時点では書いていない。(河川管理者)

- ・竹を使った切れにくい護岸や石積みなどの伝統工法を河川整備計画の中に、積極的に位置付けてはどうか。長期的な計画なのだから、耐久年数のある人工構造物よりも長く使える可能性のある材質も用いるべきだ。

p.9「2)生息・生育環境の保全、及び再生の検討」に"竹林"と記すなど、意識はしているものの、はっきり明示してはいない。(河川管理者)

- ・「治水・防災」の「情報提供」ところで、グラフィック等を用いるなどの工夫を凝らして、わかりやすく興味をもてるような形での情報提供を考えられないか。

p.11で「リアルタイムでマスメディアへ提供」の部分で記しているように、インターネットを使ってリアルタイムに表示できる仕組みを作る等の工夫をしているので、ここを今後拡充していきたい。(河川管理者)

インターネットだけではなく、太鼓の鳴らし方で火事の場所を知らせるなど、先人の知恵を生かした情報伝達の方法等に学べることはないだろうか。

- ・川や湖の水は必ず海に流される。海に対する責任についても考えてほしい。

- ・p.26～「ダム」では、ダム計画の内容を見直す際に踏まえる事項がいくつか述べられているが、この中に「住民意見の反映」に関する事項が抜けている。

当然のことだと考え、記述していない。(河川管理者)

- ・高水敷の段階的な切り下げや利用の見直しについて、日頃から河川敷を利用して、見直しに反対している住民との調整をどうするのか。

提言の内容にそって、p.24に「本来、河川敷以外でも可能なスポーツ施設等は縮小していくことを基本とする」としているが、地域の強い要望もあるため、地域毎、河川毎に河川利用委員会(仮)を設置し、そこで議論していこうと考えている。利用の問題はマニュアルで画一的に対処すべきものではないと考え、このような案を出した。(河川管理者)

- ・流域委員会は、提言を河川管理者に提出した以上、河川整備計画の内容についても一定の責任

を持つべきと考えている。計画資料の中で抜けている記述がある場合は、積極的に指摘して書き加えてもらえるように努力していくべきだ。今後のテーマ別部会等の課題ともなるであろう。(部会長)

#### 一般からの意見聴取・反映について

資料4「一般意見の聴取・反映について」について説明が行われた後、今後の一般意見聴取の試行について、意見交換が行われた。

#### 主な意見交換

- ・住民意見聴取の試行については、正式な部会として開催することが難しいため、有志によって行うことが考えられるが、部会とは独立して完全に有志で行うのか、部会として承認・サポートする方がよいのかをこの場で確認したい。(部会長)

提言には、住民意見聴取に関しては理念しか記載されておらず、有効で具体的な方法論はまだ見つかっていない。意見聴取の試行の中で効果があったものや、なかなか実態をつかみにくいサイレントマジョリティの意見の反映方法等が見つかれば、別途提案したい。1月18日の提言説明会では、たくさんの方から意見をお寄せいただいたので、まずはその中から良いものを発掘していきたい。

- ・河川整備計画の原案作成までに委員会でできることは限られている。意見を聴取するだけでよいのか、意見の反映まで考えるのか、ずっと試行のままでよいのか等、いつまでに何をすべきか、委員会の役割を明確にしておくべきである。

整備計画への意見の反映については、河川法にも記されているように河川管理者の役割となる。流域委員会は、意見聴取・反映の方法論を述べるだけである。その意味では、「試行」という形しかとれない。(部会長)

- ・提言内容と河川管理者の整備計画の対応がわかりにくい。提言に多く記した住民参加の部分について、説明資料(第1稿)の中でどう書かれてあるのか、一度整理していただきたい。また、住民から意見を聴取するに際しては目的意識をもって取り組まなければ、無限に意見を聞き続けてもまとまらない。

住民への情報公開や地域との連携について、資料に記載していることは少ないが、ソフト対策は、整備計画に当然含まれている。住民意見の聴取・反映方法については整備計画を策定する際のプロセスなのであり、整備計画自体に位置付けることはできない。(河川管理者)

治水や利水については、住民参加型のシステムをつくる等のソフト対策を行うべきだという議論を何度もしてきた。その部分も河川整備計画に含めるべきではないか。

この議論は、本日は話し合うには大きすぎる。計画に記載すべきだと思われることを文書で提案するのが適当ではないか。今、ここで議論すべきは、住民意見聴取の方法論である。(部会長)

- ・住民同士の対話がうまくいかなかった要因として役所が仲立ちしてきたことがあげられる。ダムや河川利用など具体的なテーマについて、住民同士(例：上流と下流)が対話できる環境を整えることが重要である。委員会としてやれることがあるならやってみよう。住民意見の調整役となる河川レンジャーが担うべき役割も明確化しておく必要がある。

サイレントマジョリティといわれる層の方は、日々の暮らしの中で水や河川のことをあまり意識していない。切実な想いを持っている地域の方から意見を聞くことは容易だが、無意識な層から意見を聞くのは難しい。日常それほど問題のない所で、もし蛇口がとまったら、洪水が起きたら、といった意見を聞くための見通しを立てる必要がある。住民同士では必ず意見が分かれる。お互い立場の違いを超えて何ができるのかを考えるべき。住民同士のコミュニケーションの場を作る試行は必要だと考える。

- ・本来、この問題は委員会で考えることであるが、住民意見の聴取に関して委員会委員の意識はそれほど高くない。まずは琵琶湖部会から始めてみるということも考えられる。いろいろな方法を試してみるべき。

- ・住民意見聴取の試行は、意見聴取の方法を模索するために実施するもので、河川整備計画に住民意見を反映するために開催するものではない。「試行」の趣旨が参加者に伝わるかどうか、疑問だ。試行の意味がきちっと伝わらなければ参加者は整備計画に意見が反映されることを過度に期待するのではないか。

- ・琵琶湖部会が、まず試行を行うべきだ。農業者や漁業者、林業の後継者など、今まで盲点になっていた若い世代の人達から意見を聞く必要がある。

- ・公式に考えると、住民が誤解するリスクがある以上、試行を行うことは難しい。意見聴取の試行を行うのか、やめるのか、リスクを押し切っても試行を行うべきだと思われる委員がいるなら、部会がサポートしてもよいのかどうか。その辺りを議論したい。本日決まらないなら、当分の間実施することはできない。(部会長)

- ・もう提言は出来ているが、手続き上は可能なのか。

委員会では、住民意見聴取・反映に関する提言を作成する方向になっているため、手続き上は可能である。ただ、時間が限られているため部会として実施するのは難しい。委員の誰かが主体となってやらないと成り立たない。(部会長)

- ・地域の再生をキーワードに、子供の意見をまとめて、世界水フォーラムに持ち込むという取り組みを行っている。ある意味、それが試行となり得るかもしれない。一人一人の委員が、それぞれのフィールドで試行を行い、その結果を意見聴取グループに伝えるのが委員としての責務なのではないか。

- ・住民の方から、流域委員会へ対話をしたいとの要望はなかったのか。

公式には、琵琶湖部会へは寄せられていない。(部会長)

試行を行ってもよいと思うが、本来は、関心を持っている団体等の方からこちらに対してアプローチすべきことであるので、こちらからお膳立てする必要もないだろう。

- ・試行とは別に、河川管理者が主体となって、実際に意見を聴取・反映するためのフォーラム等をつくるのはどうか。

- ・本日は、意見聴取の試行を行うかどうかについての結論を保留させていただく。後日、試行を委員が主導的に行いたいとの具体案が示された場合には、部会の承認のもとで実施することを認めるかどうかについて、文書にて委員に確認する。(部会長)

#### 一般傍聴者からの発言

ダム問題を考える会を開く場合、建設予定地域の住民や自治体は多分集まりやすいが、下流の住民、関心を持っているグループなどが集まれるかどうか問題である。そこで、住民意見の聴取を実施する際には、関心の高い市民団体について事前にモニターのような形で登録しておき、説明会の開催予定等の情報を発信する必要がある。

以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。



## 説明資料一覧

### 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		B21-A
資料1-1	委員会および各部会、WGの状況（中間とりまとめ以降）	B21-B
資料1-2	提言（案）とりまとめの経緯と今後の予定	B21-C
資料2	原案審議の進め方と体制について	B21-D
資料3-1-1	淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）の訂正について ：河川管理者からの提供資料	B21-E
資料3-1-2	淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿） ：河川管理者からの提供資料	B21-F
資料3-2	淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿） （委員会説明用パワーポイント資料）：河川管理者からの提供資料	B21-G
資料3-3	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に関する 意見聴取状況について：河川管理者からの提供資料	B21-H
資料4	一般意見の聴取・反映について	B21-I
資料5	1月～3月の委員会、部会、運営会議の日程について	B21-J
参考資料1	委員および一般からのご意見	B21-K

注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.11の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください。

注2：「 」のついた資料は原本はカラーとなっていますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

## 第21回琵琶湖部会の説明資料より抜粋

第21回琵琶湖部会では、資料2「原案審議の進め方と体制について」をもとに、今後の審議体制に関する議論が行われました。以下、資料の一部を抜粋して掲載しています。

### 原案審議の進め方と体制について

#### 原案審議の進め方と体制について

##### 1 審議体制の変更について：第17回委員会（1/24）にて検討、決定された事項

###### 委員構成について

- ・部会委員を委員会委員とする。委員の任期更新時にあたる2/1付けで部会委員全員を委員会委員として追加する。

###### テーマ別部会について

- ・現行の地域別部会に加え、同様の位置付けのテーマ別部会を設ける。委員は原則として地域別部会とテーマ別部会の両方に所属する。これに伴い、規約の改正を行う。
- ・テーマ別部会のテーマ及び委員構成については、委員から希望を聞いた上で運営会議にて審議の上、第18回委員会（2/24）にて決定する。  
\*テーマについて委員からの寄せられた意見はP3以降参照

##### （1/24委員会で出された主な意見）

- ・所属していない部会にも、必要に応じて委員として自由に参加できるような仕組みが必要。
- ・テーマ別部会で審議するテーマは、整備計画原案の項目に沿って整理する必要がある。
- ・効率的に審議を進める運営、審議が縦割りにならないための工夫が必要。
- ・ダムについては「テーマ別部会として設けるべき」という意見が出た一方で「治水、利水などの部会でそれぞれ検討し、委員会で総合的に判断すべき」という意見もあった。
- ・総合的に審議を行い、情報を共有するために、テーマ別部会と委員会を同じ日に開催し、テーマ別部会で議論した内容を、さらに委員会で検討するといった体制を試行してみてもどうか。

##### 2 原案審議の進め方イメージ：第18回運営会議（1/24）にて検討された事項

- ・テーマ別部会での審議を先行させ、ある程度意見が出たところで、地域別部会を開催し全体的な視点での検討を加える。委員会は月1度程度の頻度で開催し、各部会での審議の報告を受け、全体としての意見交換を行う。
- ・河川管理者より1/24委員会にて説明のあった説明資料（第一稿）については、委員からの質問を文書で受け付け、2/24の委員会にて河川管理者より回答頂く予定。

##### 3 今後の予定

- 1/24の以降の拡大委員会については、現在2月、3月に各1回を予定しており、2月については2/24（月）、3月については3/27（木）で開催決定。

### 河川管理者提供資料より

河川管理者より、資料3-3「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見聴取状況について」について説明が行われ、意見交換が行われました。以下に、資料の一部を抜粋して掲載しています。

### 意見聴取について

平成14年1月24日

## 意見聴取について

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」  
に関する意見聴取状況について

1. 地方自治体への説明、並びに意見聴取

- 説明資料(第1稿)を委員の方々に送付すると同時に自治体に対する説明と意見聴取を実施中
- 対象自治体：流域内2府4県118市町村

2. 関係住民への説明、並びに意見聴取の試行(案)

- 関係住民説明会
- 流域委員会、近畿地方整備局・事務所に意見をいただいた団体への説明、及び意見聴取を実施予定
- 広く一般の関係住民からの意見聴取として、整備局・事務所のホームページにて意見募集
- 募集の手段として、郵送・FAX・E-mailを活用

### 「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）について」ホームページ

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)について

平成9年に河川法が改正されました。その内容は「河川環境の保全と整備」を加えるとともに、今後行う具体的な河川整備の内容を河川整備計画として決定するに当たり、関係住民の意見を反映させ、学識経験者や地方自治体の意見を聴くことになっています。

この趣旨に基づき、淀川では淀川水系流域委員会が平成13年2月1日に発足しました。淀川水系流域委員会では1年10ヶ月にわたり情報の共有化、議論が行われ、このたび河川管理者に対して河川整備計画策定に向けての「提言」が出されました。

近畿地方整備局においては、淀川水系流域委員会の議論と並行して、河川整備計画案の策定作業を進めています。

つきましては、現時点でとりまとめた「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」を掲載しましたので、これについての皆様の想いをお聞かせください。

淀川水系河川整備計画策定  
に向けての説明資料（第1稿）

皆様のご意見は、下記の方法にてお寄せくださいますようお願いいたします。  
なお、誠に勝手ながら電話でのご意見は受け付けておりませんので、予めご了承下さい。

郵送による方法	
所在地：〒540-8586 大阪市中央区大平前1-5-44 大阪会同庁舎一号館 国土交通省近畿地方整備局 河川部河川計画課 淀川水系河川整備計画策定に向けてのご意見係	迄
所在地：〒520-2279 大津市黒津4-5-1 国土交通省近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所 淀川水系河川整備計画策定に向けてのご意見係	迄
所在地：〒573-1191 枚方市新町2-2-10 国土交通省近畿地方整備局 淀川工事事務所 淀川水系河川整備計画策定に向けてのご意見係	迄
所在地：〒518-0723 名張市水屋町812-1 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流工事事務所 淀川水系河川整備計画策定に向けてのご意見係	迄
所在地：〒563-0027 池田市上池田2-2-39 国土交通省近畿地方整備局 猪名川工事事務所 淀川水系河川整備計画策定に向けてのご意見係	迄

## これまで開催された委員会および部会等について

第21回琵琶湖部会(平成14年1月29日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回	H13/2/1(木)	第1回	H13/5/11(金)	第1回	H13/5/9(水)	第1回	H13/5/23(水)
第2回	H13/4/12(木)	第2回	H13/6/8(金) (現地視察)	第2回	H13/6/2(土) (現地視察)	第2回	H13/6/7(木) (現地視察)
第3回	H13/6/18(月)	第3回	H13/6/25(月) (現地視察)	第3回	H13/7/6(金)	第3回	H13/6/21(木) (現地視察)
第4回	H13/7/24(火)	第4回	H13/8/22(水)	第4回	H13/8/9(木) (現地視察)	第4回	H13/8/7(火)
第5回	H13/9/21(金)	第5回	H13/10/12(金)	第5回	H13/8/11(土) (現地視察)	第5回	H13/10/9(火)
第6回	H13/11/29(木)	第6回	H13/11/1(木)	第6回	H13/8/19(日) (現地視察)	第6回	H13/12/18(火)
第7回	H14/2/1(金)	第7回	H13/11/29(火) (現地視察)	第7回	H13/9/10(月)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第8回	H13/12/21(金) 「意見聴取の試行のための会」	第8回	H13/10/31(水)	第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第9回	H14/1/24(木)	第9回	H13/11/26(月)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)	第10回	H13/12/17(月)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第11回	H14/3/13(水)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第12回	H14/4/7(日)	第12回	H14/2/5(火)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第13回	H14/5/12(日)	第13回	H14/3/14(木)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第14回	H14/4/5(金)	第14回	H14/10/1(火)
第15回	H14/12/5(木)	第15回	H14/6/17(月)	第15回	H14/5/27(月)	第15回	H14/10/17(木)
第16回	H15/1/17(金)	第16回	H14/7/4(木)	第16回	H14/6/24(月)	第16回	H14/11/8(金)
第17回	H15/1/24(金) (拡大委員会)	第17回	H14/8/8(木)	第17回	H14/7/31(水)	第17回	H14/12/12(木)
		第18回	H14/10/3(木)	第18回	H14/9/24(火)		
		第19回	H14/11/9(土)	第19回	H14/10/29(火)		
		第20回	H14/12/14(土)	第20回	H14/12/13(金)		

その他	設立会	H13/2/1(木)	シンポジウム	H14/6/23(日)
	発足会	H13/2/1(木)	拡大委員会	H14/11/13(水)
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)	提言説明会	H15/1/18(土)
	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)		

## 当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

### ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



### 郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

### 閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会  
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛  
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 井上、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。  
 寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。  
 ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

2. 下記にご記入下さい。 ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表および希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名 ( )  
 ご住所 ( 〒 )  
 TEL ( )  
 E-mail ( )  
 お名前 ( )

3. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。  
 案内状等の送付を希望されますか？  
 1. 希望する      2. 希望しない

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込  
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛  
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 井上、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。  
 会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。  
 会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。 必ず ~ 全てにご記入下さい。ご記入いただいた個人情報については、希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名 ( )  
 ご住所 ( 〒 )  
 TEL ( )  
 E-mail ( )  
 お名前 (複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

4. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。  
 案内状等の送付を希望されますか？  
 1. 希望する      2. 希望しない

---

## 淀川水系流域委員会 琵琶湖部会ニュース No.21

---

2003年3月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....  
研究員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

---

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

\* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。